

議案第25号

宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについての国からの通知

別紙のとおり

事務連絡  
平成 30 年 12 月 12 日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

### 応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについて

国民健康保険の円滑な運営につきましては、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、被用者保険の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった者（以下「旧被扶養者」という。）に係る保険料については、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、条例により資格取得日の属する月から当分の間、後期高齢者医療制度と類似の保険料軽減措置（以下「旧被扶養者減免」という。）を実施しているところです。後期高齢者医療制度における応益割に係る保険料軽減措置については、平成 31 年度以降、資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限り実施することとされていることから、国民健康保険においても下記の通り見直すこととしましたので、その旨御了知の上、貴管市町村への周知等、特段の御配慮をお願いします。

#### 記

##### 1 見直しの内容

平成 31 年度以降の年度分の保険料の算定に当たっては、後期高齢者医療制度と同様に、旧被扶養者に係る応益割について、資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限り、旧被扶養者減免を実施することとする。

なお、旧被扶養者に係る応能割については、当分の間、旧被扶養者減免を実施することとする。

##### 2 その他

今回の見直しに伴うシステム改修経費については、平成 31 年度特別調整交付金により交付する予定である。

また、今回の見直しに関する質疑については、別添 Q&A に記載しているので参考にされたい。

なお、今回の見直しを踏まえ、国民健康保険条例参考例の一部を改正する条例参考例について別途お示しする予定である。